

平成29年度第2回大津町国民健康保険運営協議会 議事録

平成29年度第2回大津町国民健康保険運営協議会は、平成30年2月15日（木）午後3時00分、大津町役場仮庁舎2階会議室Cにおいて開催された。

1. 当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表 太田 昭子、小西 壽美恵

公益代表 佐藤 真二、西本 哲治、田口 昌稔、合志 鉅美

欠 席 者 三池 久美子、西岡 智子、柴田 昌一朗、岩上 英一、
吉浦 浩史、花岡 亮介

2. 当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

健康保険課長	坂田 敬介
住民税係長	村山 博徳
健康推進係長	和田 しおり
国保・医療係審議員	保々 英樹
国保・医療係	菊永 愛

3. 当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

4. 閉会 午後5時00分

開 会

ただ今から平成29年度第2回大津町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

住民福祉部長挨拶

（本郷部長による挨拶）

会長挨拶

（佐藤会長による挨拶）

〔議 事〕

会 長：平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について事務局から説明をお願いします。

(資料に基づき、平成 29 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算について説明)

会 長：退職者の被保険者数が減っていますが、減る原因は何ですか。

事務局：退職者医療に該当する人は、元々社会保険を退職した人が国保に加入された人ですが、これが 5 年程前に国の制度が変わり、約 5 年後には廃止するといった制度改正が行われたことにより減っている状況です。

会 長：他に質疑等ありませんか。(質疑なし)

(資料に基づき、平成 30 年度国民健康保険納付金本算定結果について説明)

会 長：納付金は、毎年算定するのですか。過去 3 年間の基金の借入金に影響されるのですか。

事務局：毎年算定します。過去 3 年間の影響は、医療費指数です。過去の基金の借入金については、算定されません。

会 長：他に質疑等ありませんか。(質疑なし)

(平成 30 年度大津町国民健康保険特別会計予算の概要について説明)

委 員：繰越金で今回の不足分を補うとしたら、来年度以降も繰越金が出てくるような構造となっているのか、それとも今回の繰越金は一時的なものなのか。

事務局：平成 29 年度から 30 年度への繰越金は確実に 1 億円は確保できる予定です。確実な 1 億円のうち 9,200 万円を計上して予算を立てました。ただし、30 年度から 31 年度への繰越金は 9,200 万円から 6,000 万と確実に減るため、繰越金の 1 億円は見通せません。31 年度の県への納付金はどうなるか試算ができないか試行錯誤しましたが、現状として試算を行える状況には至りませんでしたので、見通せないとしか説明できません。利点として、30 年度の本算定の中で、保険料が上がる項目として、前年度の交付金の精算によっては上がる場合があります。30 年度

はこの影響が大きかったが、31年度はこの影響は減ってくる見通しだと考えています。その影響で31年度の県への納付金が結果的に下がってくれば、運営上楽になるだろうと考えているところです。

委員：県に納付する金額は、年々変わるということですか。

事務局：毎年、県が計算をしていくら納めてくださいと言ってきます。町が県に納付金を納める代わりに、町が医療機関に支払いする給付費については全額県からいただくということになります。

県が各市町村に30年度の国保税をどうするか調査中で、来年度保険税を上げるのは、県内45市町村中10市町村前後あるということです。

委員：県に納めた金が戻ってくるということですか。保険税の方向性としては、大津町では今のところどのように考えていますか。

事務局：平成30年度は前年度と同じ保険税で乗り切れるというところです。今後、将来に渡って現状維持でいけるかは否めません。30年度秋くらいに31年度の納付金について、県から情報があるはずなので、運営委員さんと協議しながら検討したいと考えています。

委員：繰越金を使えばなくなるから、最終的には保険料を上げるということになるのですか。

事務局：今までは、国保会計の中で保険給付費を払うためにはお金が足りない、ということでしたが、対処として保険税を上げるか、一般会計から法定外繰入金をいただくかのどちらかしかなかった。今後については、県に払う納付金をどうやって納めるか、予算をどう組み立てるか考えて、保険税を上げることを検討することは間違いないことになります。

委員：現状でこの表とどれくらいのギャップがあるのですか。

事務局：県が発表した一人当たりの保険税は単純に被保険者数約6,700人をかけ算した数字と、実際の町の予算上の保険税の収入額と軽減分を足した数字とは確かにギャップがあります。今の数字で計算をしたら、1億円くらい差がありました。28年度の数字で説明しますと、必要となる保険税が107,210円となります。これに6,700人をかけると7.18億円程になります。そして、28年度で決算した

保険税が 5.47 億円で、この年の軽減分が約 1 億円となります。この 2 つを足すと 6.47 億円になります。6.47 億円と 7.18 億円を比較しますと考えていたため、差し引くと 0.71 億円差があることとなりますが、この差が何なのか原因がわからない状況です。ただ、単純に予算上で見れる保険税の実収入額、及び軽減分として必要になる保険税は高く出ているように見えます。

会 長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（資料に基づき、データヘルス計画について説明）

委 員：説明を聞いて何を質問すればいいのか、それとも承認すればいいのか、そのあたりの基本がちょっとわかっていないので、どの程度詳しく質問すればいいのか掴めていないのですが。

事務局：計画を知ってほしいということと、お気づきの点があれば指摘をいただきたいと思っております。県や国保連合会と話し合いながら計画を立てているので、それで大丈夫ということであれば、それはそれで大丈夫というところです。

委 員：わかりました。要約していただければと思います。

事務局：（引き続きデータヘルス計画についての説明を続ける）

委 員：この計画は、国保の人が対象かと思いますが、健康診断の結果で分析するのか、それとも病院と連携してこういう状態の人がいらっしゃるということでデータを出されているのですか。

事務局：両方やることとなります。カルテは町には届きませんが、レセプトは各保険者に送られるため見ることはできますので、その人の健診データの把握はできます。データヘルス計画で示したような内容で分析をしながら、必要であれば個人に保健指導を行って介入していく必要も考えています。

委 員：病院に診療した時には医療費の通知が届きますが、それでわかるのですか。

事務局：医療費通知は各保険者が送っています。医療費情報から分析を行いながら、国保の被保険者の医療費情報を把握していきたいというところです。

委員：対象者をどのようにして選び出すのかと思いますが、自分のデータはすでに入っているのですか。

委員：他の町の医療機関にかかっても大津町に情報が来るのですか。

事務局：そうです。

委員：保険者努力支援制度は、得点があるが、自分たちで点数をつけるのか、それとも国が付けるのですか。

事務局：大津町が行った取り組みについては、取り組み内容を帳面で県を通じて国に報告します。それが認められて国が点数を決めるという内容です。

委員：やはり国ですね。一人に対して点数があるのですか。

事務局：人数ではなく、評価基準があります。脳血管疾患者を把握し、対象者を抽出して保健師を派遣して保健指導をしてやると点数がもらえます。病気になった人がどれだけいたかということではありません。

委員：対象者を抽出して、どれだけ健康にしたかということですか。

事務局：ポイントになる事業をどの程度やっているか、疾患改善率がどの程度か、細かな基準をクリアすれば町として点数をいただけるということです。

委員：放っておけば全く点数に入らないということか。大津町がその人に対してどれだけ支援するかというところを国は見ているのですか。

委員：個人の病気等に対してではなく、町の取り組みとしての評価なのですね。

事務局：支援というのは、国が町に対して支援してくれます。次年度の改善がどのくらいなされたかというのが評価の基準となっているのもありますので、そこを支援していくために保健師・栄養士・事務職も含めて住民の方への支援をした結果が、改善されて良くなればポイントがつく、という内容です。PDCAサイクルにのっとって支援をしていくのが、国が課せた責務になるというところです。今回からはっきり示されたので、どの市町村も費用をいただけるものはいただきたいということで、やっている以上は改善をして頑張っています。結果

的には、住民の人が健康になっていただくというのが最終の目標なので、そこに向かって関係部局と連携して進めていくのがデータヘルス計画です。

委員：いただいた交付金は、今説明された内容に使われるのですか。

事務局：各種事業の財源としています。

委員：この計画で、行政の中でやっていきますという計画は、住民に公開しても住民は理解しにくいので、わかるようなパンフレットの的なものを作成していただきたいと思います。

事務局：周知・啓発活動をしていきたいと思っておりますが、ホームページなどには要約したものを載せていきたいと思っております。

会長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

（その他で、国民健康保険制度改正等に伴う条例等の一部改正と会議開催時間について説明）

会長：以上で大津町国民健康保険運営協議会を閉会します。